

有料職業紹介基本契約書

(以下、甲という)と 株式会社ホツマインターナショナル(以下、乙という)
とは、有料職業紹介に関し以下のとおり契約を締結する。

第1条(適用)

本契約書は、乙が甲に紹介する、乙のスタッフ(以下、丙という)を甲に職業紹介する場合に適用する。

第2条(紹介手数料)

甲は、丙を採用した場合には、乙に対し紹介手数料として ¥300,000 (税別)を支払う。

第3条(紹介手数料の返還)

丙が入社後、本人の責に起因する事由により退職した時は、乙は入社後の経過期間に応じ、以下の割合で前条により支払われた手数料を返還するものとする。

1. 入社	1ヵ月未満	紹介手数料の	80%	を返還
2. 入社	1ヵ月以上 3ヵ月未満	紹介手数料の	50%	を返還
3. 入社	3ヵ月以上 6ヵ月未満	紹介手数料の	20%	を返還

甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合は本条前項の紹介手数料の返還は適用されない。

第4条(支払条件)

乙は、甲が丙の採用を決定した時点で、紹介手数料に消費税額を加えた金額を甲に請求する。
甲は、乙の請求に基づき、紹介手数料に消費税額を加えた金額を、丙の入社日の翌月末に乙の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。

第5条(特別費用)

乙が丙を職業紹介するために出張あるいは特別な費用を必要とするときは、その都度事前に甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

第6条(秘密の厳守)

- ① 甲及び乙は、本契約に基づく職業紹介により知り得た個人情報及び各々の 業務上の秘密を他に漏洩しないものとする。
- ② 甲及び乙は、丙の同意を得ることなく、丙の個人情報を収集してはならない。

第7条(協議事項)

本契約書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

第8条(その他)

- ① 甲は丙との間で入社の際に締結する、辞令または就業条件明示書及び雇用契約書の控えを乙へ提出するものとする。
- ② 甲は乙に対し人材紹介を依頼するにあたり、その依頼する人材に係る労働条件を乙に明示する。
- ③ 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。
- ④ 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
・暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・その他左記に準ずる者
- ⑤ 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。
- ⑥ 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。
- ⑦ 甲及び乙は、人権、国籍、信条、性別、社会的身分などを理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年12月21日

(甲)

(乙) 株式会社 ホツマインターナショナル
〒500-8288
岐阜県岐阜市中鶉一丁目127番地1
058-268-3750

代表取締役 水野 進

印

印